

2008年2月

# 火災保険改定のご案内



TOKIO MARINE  
NICHIDO

MILLEA GROUP

東京海上日動の火災保険をご契約いただき、誠にありがとうございます。

ご加入いただいている火災保険が満期を迎えますので、ご契約の更新をご案内申し上げます。

更新プランのご案内にあたって、弊社火災保険の改定に伴い「個人財産総合保険」をご案内させていただきます。

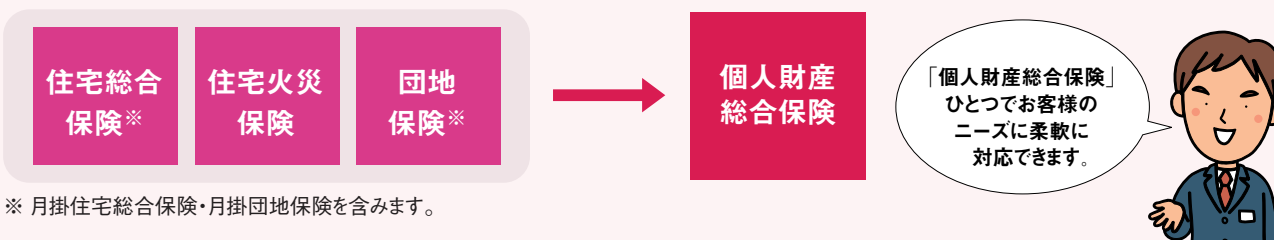
何卒ご検討の上、引き続き東京海上日動の火災保険をご用命くださいますようお願い申し上げます。

## 1 商品ラインナップの改定

従来、弊社では、「住宅総合保険」「住宅火災保険」「団地保険」など多くの種類の火災保険を販売して参りましたが、お客様のニーズに柔軟に対応できる「個人財産総合保険」に統一し、「住宅総合保険※」「住宅火災保険」「団地保険※」の販売を中止することといたしました。

「住宅総合保険※」「住宅火災保険」「団地保険※」をご契約いただいておりますお客様につきましては、更新手続きの際に「個人財産総合保険」へのお切り替えをお願いしております。

つきましては、「個人財産総合保険」へのご加入にあたって、従来の火災保険との相違点および更新にあたってご注意いただきたいポイントをご案内させていただきますので、引き続き弊社にてご契約いただきますようお願い申し上げます。



個人財産総合保険の詳細は中面をご覧ください。▶

## 2 保険金額の設定方法の改定

保険金額の設定方法や保険金のお支払方法には、建物や家財等を修理、再築、再購入するために必要な金額を基準とした「再取得価額」ベースと、使用による消耗分を控除した「時価額」ベースの2通りがありますが、十分な補償を提供させていただくため、弊社では原則、「再取得価額」ベースでのお引受けのみとさせていただきます。

なお、例外的に「時価額」ベースでお引受けさせていただく場合は、年月の経過により時価額が変化することから、保険期間を1年に限定させていただくことといたしました。

# 個人財産総合保険は、お客様のニーズに対応できる保険です。

## 1 個人財産総合保険では、お客様のニーズに合った幅広い補償パターンをご用意

○、○、△：補償します ×：補償しません

| 保険種類<br>(補償パターン) | 基本補償        |          |    |                                |               |                       |                        |                   |        |                     | オプション                    |        |      |
|------------------|-------------|----------|----|--------------------------------|---------------|-----------------------|------------------------|-------------------|--------|---------------------|--------------------------|--------|------|
|                  | 火災・落雷・破裂・爆発 | 風・ひょう・雪災 | 水災 | 給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ | 盗難による盗取、汚損、き損 | 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突 など | 騒ぎ・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為 | 破損などの偶然な事故による損害※1 | 地震火災費用 | 残存物取り片付け費用          | 臨時費用<br>損害防止費用<br>失火見舞費用 | エコ対策費用 | 特別費用 |
| 住宅火災保険からの切替には    | ○           | ○        | ×  | ×                              | ×             | ×                     | ×                      | ○                 | ○      | ○                   | ×                        | ○※2    |      |
| 個人財産総合保険 B4パターン  | ○           | ○        | ○  | ×                              | ×             | ×                     | ×                      | ○(自動付帯)           | ○      | 超過費用補償特約の付帯により補償します |                          |        |      |
| 住宅総合保険※3からの切替には  | ○           | ○        | △  | ○                              | ○             | ○                     | ×                      | ○                 | ○      | ○                   | ×                        | ○※2    |      |
| 個人財産総合保険 X4パターン  | ○           | ○        | ○  | ○                              | ○             | ○                     | ×                      | ○(自動付帯)           | ○      | 超過費用補償特約の付帯により補償します |                          |        |      |
| 団地保険※3からの切替には    | ○           | ◎        | ×  | ○                              | ○             | ○                     | ×                      | ○                 | ○      | ○                   | ×                        | ○※2    |      |
| 個人財産総合保険 Yパターン   | ○           | ◎        | ×  | ○                              | ○             | ○                     | ○                      | ○(自動付帯)           | ○      | 超過費用補償特約の付帯により補償します |                          |        |      |
| オールリスク型          | ○           | ◎        | ◎  | ○                              | ○             | ○                     | ○                      | ○(自動付帯)           | ○      | 超過費用補償特約の付帯により補償します |                          |        |      |

万全の備えには

### 風・ひょう・雪災の補償内容のちがい

| 個人財産総合保険 (いずれかお選びいただけます。)  |   |
|--|---|
| <b>住宅総合保険 住宅火災保険</b><br>○：一定額以上補償型 (フランチャイズ型)<br>損害額が20万円未満の場合には保険金が支払われません。損害額が20万円以上の場合に、保険金が支払われます。(自己負担額(免責金額)はございません。)<br>保険金のお支払内容 (損害額) (保険金)<br>20万円未満 → お支払いなし<br>20万円以上 → 全額お支払い | <b>団地保険</b><br>◎：実損型<br>損害額から自己負担額(免責金額)を差し引いて保険金が支払われます。<br>※個人財産総合保険の自己負担額(免責金額)は次のとおりとなります。0円・3万円・5万円・10万円のいずれかをご選択頂きます。(Yパターンの場合は3千円のみとなります。)<br>保険金のお支払内容<br>支払保険金 = 損害額 - 自己負担額(免責金額) |

### 水災の補償内容のちがい

| 住宅総合保険         |  | 個人財産総合保険 (いずれかお選びいただけます。)  |  |
|----------------|--|----------------------------|--|
| △：縮小てん補型       | 損害割合が30%以上または床上浸水の場合に保険金が支払われます。なお、損害割合が30%以上の場合、損害額の70%が保険金として支払われます。 | ○：実損型                      | 損害割合が30%以上または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水の場合に保険金が支払われます。なお、損害割合が30%以上の場合、損害額の100%が保険金として支払われます。 |
|                |  | ◎：完全実損型                    | 損害割合が30%以上または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水の場合に、損害額の100%が保険金として支払われます。                            |
| 保険金お支払内容の比較    |  |                            |  |
| 損害の程度          | 住宅総合保険   | 個人財産総合保険                   |  |
|                | 縮小てん補型   | 実損型                        | 完全実損型  |
| 再取得価額の30%以上の損害 | 損害額×70%  | 損害額×100%                   | 損害額×100%   |
| 床上浸水           | 再取得価額の15%以上30%未満の損害  | 保険金額×10% (1事故1構内※4200万円限度) | 保険金額×15% (1事故1構内※4300万円限度)   |
|                | 再取得価額の15%未満の損害   | 保険金額×5% (1事故1構内※4100万円限度)  | 保険金額×5% (1事故1構内※4100万円限度)  |

## 2 「損害を補償する保険」から、モレなく「出費をカバーする保険」へ

実際にかかった修理費を基準に保険金をお支払いしますので、保険金だけで十分な復旧が可能です。 <弊社商品による比較>

| 修理のための補償                        | 住宅総合保険 住宅火災保険 団地保険 ※価額協定特約を付帯した場合 | 個人財産総合保険 ※損害額の決定方法を「再取得価額」とした場合 |
|---------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|
| お住まいの損害額                        | 損害保険金としてお支払いします。                  | 修理費として損害保険金をお支払いします。            |
| 損害部分を修理するために直接損害を受けていない部分に要した費用 | 補償されません。                          | 損害保険金と同額を限度として、保険金をお支払いします。     |
| 燃えかすや残がいなどを片づける費用               | 損害保険金×10%限度 (盗難・水災の事故は対象外)        | 損害保険金と同額を限度として、保険金をお支払いします。     |
| 修理に伴う建築確認申請費用                   | 補償されません。                          | 損害保険金と同額を限度として、保険金をお支払いします。     |
| 仮修理をする費用                        | 補償されません。                          | 損害保険金と同額を限度として、保険金をお支払いします。     |
| 仮設物の設置費用                        | 補償されません。                          | 損害保険金と同額を限度として、保険金をお支払いします。     |
| 損害を受けた原因を調べる費用                  | 補償されません。                          | 損害保険金と同額を限度として、保険金をお支払いします。     |

## 3 事故の際に必要なさまざまな費用を「超過費用補償特約」(オプション)でご利用

| 修理以外に生じる各種付随費用      | 住宅総合保険 住宅火災保険 団地保険      | 個人財産総合保険           |
|---------------------|-------------------------|--------------------|
| 家財の一時保管費用、ホテル宿泊費    | 臨時費用保険金                 | 超過費用補償特約 臨時費用保険金   |
| 隣家に類焼した場合の失火見舞い費用   | 失火見舞費用保険金               | 超過費用補償特約 失火見舞費用保険金 |
| 消火活動のための消火薬剤等のつかえ費用 | 損害防止費用                  | 超過費用補償特約 損害防止費用保険金 |
| 火事で大やけどを負ったときの治療費用  | 傷害費用保険金 (団地保険の場合は傷害保険金) | 補償されません。           |

※1 破損の例：スタンドを誤って倒して壁に穴があいた場合や、(家財追加補償特約を付帯した場合に) テレビを運ぶ際に、家の中で落として壊れた等。  
 ※2 価額協定特約を付帯した場合に補償されました。  
 ※3 月掛住宅総合保険・月掛団地保険を含みます。  
 ※4 建物・家財の両方に保険付保していた場合、各々の目的毎ではなく建物・家財の合算による限度額となります。

お客様のニーズに応じて選択いただけます。

## 個人財産総合保険の保険料割引制度をご確認ください。

罹災しにくいように工夫されている建物は、保険料が割引となる場合があります。

### 割引名称と割引の対象となる建物

|   | 建物 | 家財 |  | 建物 | 家財 |
|---|----|----|--|----|----|
| <b>省令準耐火割引</b><br>住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が一定の性能を承認した2×4工法や木質系プレハブ等の住宅 | ○  | ○  | <b>家庭用スプリンクラー割引</b><br>一定の機能を有する家庭用スプリンクラーが設置された住宅   | ○  | -  |
| <b>耐火性能割引</b><br>一定の耐火性能を有する鉄骨系プレハブ住宅                           | ○  | -  | <b>高機能住宅割引</b><br>オール電化住宅や高機能ガスコンロ・IHクッキングヒーターを設置した住宅  | ○  | -  |
| <b>耐風性能割引</b><br>日本住宅性能表示基準に定められた耐風等級が2等級に該当する住宅                | ○  | -  | <b>住宅用防災機器割引</b> *2007年4月以降始期契約より<br>消防法で定められた住宅用防災機器等(スプリンクラー設備または自動火災報知器設備等を含みます。)が設置された住宅 | ○  | ○  |

\*割引には、確認書類をご提出いただくなどそれぞれ一定の適用条件があります。表中の「○」は割引制度あり、「-」は割引制度なしとなります。  
\*建物の構造、保険料の払込方法または保険の対象等により、割引を適用した場合であっても保険料が変わらないことがあります。

## 住宅総合保険・団地保険から個人財産総合保険にお切り替えいただく場合のご注意点 持ち出し家財補償について

個人財産総合保険では、「持ち出し家財」の損害は補償されません。ご自宅から持ち出された場合の補償が必要な場合には、別途「持ち出し家財追加補償特約」を付帯いただく必要がございます。

**改定前** 住宅総合保険および団地保険で、家財または動産を保険の目的としてご契約いただいた場合には、旅行などにより一時的に持ち出した家財または動産が日本国内の他の建物内で、火災・風災・盗難等の損害を受けた場合に補償の対象となりました。(破損については補償の対象となりませんでした。)

**改定後** 個人財産総合保険では、「持ち出し家財追加補償特約」を別途付帯いただくことにより、これらを補償することができます。さらに、従来の補償内容に加え、破損による損害も対象とし、また、一時的に持ち出した家財だけでなく、携行中の家財(家の外で取得し、持ち帰る途中の家財を含みます。)についても補償の対象といたしました。なお、持ち出し家財追加補償特約は、補償パターンA1、A2、A3、A4、Yのいずれかを選択いただいた場合のみ付帯可能となります。

## 交通傷害担保特約、団地傷害について

従来より火災保険にセットして、交通事故や日常生活でのお怪我を補償する特約等を販売してまいりましたが、これらの特約等の販売を中止することといたしました。

更新いただくご契約に上記特約等は付帯できませんので、引き続きお怪我の補償が必要な場合には、別途、傷害保険等へのご加入をお願いいたします。弊社代理店・扱者にご用命くださいますようお願い申し上げます。

## 個人財産総合保険を更新いただくにあたってご注意いただきたいポイント

### 各種特約の改定・廃止

個人財産総合保険につきまして、特約のラインナップの整理を行い、引受方法の変更や特約の販売中止などを行います。販売中止する特約につきましては、従来と同じ補償内容でのご契約ができなくなるケースがございますが、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

|           | 特約名称          | 代替特約・商品名   |
|-----------|---------------|--|
| <b>改定</b> | 個人賠償責任総合補償特約  | 個人賠償責任補償特約   |
| <b>廃止</b> | 団地パッケージ総合補償特約 | 個人賠償責任補償特約<br>借家人賠償責任拡張補償特約<br>借家修理費用補償特約<br>普通傷害保険・交通傷害保険など |
|           | 再築時諸費用補償特約    | 誠に申し訳ございませんが、代替特約・商品はございません。                                 |
|           | 建物機能回復費用補償特約  |  |
|           | 交通傷害補償特約      | 交通傷害保険など   |
|           | 傷害補償特約        | 普通傷害保険など<br>家族傷害保険など   |

改定・販売中止する特約についてのご確認をお願いします。



このチラシは、「2008年2月火災保険改定」の概要をご説明したものです。個人財産総合保険のお支払条件、ご契約手続、その他の詳しい内容はパンフレット・リーフレットをご覧ください。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり」をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店・扱者にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店・扱者までお問い合わせください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合には、このチラシの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせ・ご相談は

東京海上日動カスタマーセンター

ハローは 100番



**0120-868-100**

受付時間: 午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/